

平成27年度予算編成方針について

内閣府が公表した8月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。」とし、先行きについては「各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方で、「海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」と指摘している。

また、東京都においては、「歳入の根幹を成す都税収入は、現在は回復傾向を見せているものの、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造を有している。」とし、その上、「法人住民税の一部国税化の断行に加えて、法人実効税率の引下げ、地方法人課税の更なる不合理な見直しなど、都の財源が更に減少する可能性」をはらんでいるとしている。

区財政は、平成 25 年度決算において、特別区税と都区財政調整交付金がともに増収となり、経常収支比率は83.2%と前年度に比べ、2.5ポイント改善したものの、4年連続して適正水準を上回っている。また、法人住民税の一部国税化とその更なる見直しは、本区においても大きな影響を生じさせる恐れがあり、今後も予断を許さない状況であることに変わりはない。

こうした中、基本構想に掲げた本区の「将来都市像」である“歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」”を目指して、区政の課題に的確に対応することはもとより、子育て支援、高齢者施策をはじめとした社会保障関係経費の更なる増加への対応や学校施設快適性の向上、区民センターの改修工事など大きな財源を必要とする事業を着実に推進していかなければならない。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組にも着手する必要がある。

そのためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持することが不可欠であり、引き続き、行財政改革の歩を進め、個々の事業について不断に見直すとともに、「納税者」の視点を大切にした行財政運営を行い、区民満足度を高めていかなければならない。

よって、平成 27 年度予算は、中長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 基本構想実施計画への着実な取組

基本構想の実現に向け、一つ一つの事務事業を効率的で実効性の高いもの

へと磨き上げていくとともに、中長期的な施策展開を見据え、実施計画に積極的かつ着実な取組となる予算を編成する。

(2) 重点施策

基本構想の体系により、平成 27 年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

- ア 基本構想実施計画の実行に関するもの
- イ FIRST-ONEの施策
- ウ 子育て支援施策
- エ 高齢者施策
- オ 「新たな公共」の担い手との協働に関する施策
- カ 経済対策・雇用対策につながる施策
- キ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの推進に関する施策
- ク 地球温暖化対策の強化につながる施策
- ケ 災害対策など危機管理の強化につながる施策
- コ 行財政改革推進計画【平成 24 年度～28 年度】の実行に関わるもの

(3) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にした予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

また、事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえること。

(4) 行財政改革への取組

行財政改革推進計画【平成 24 年度～28 年度】の目的である区民サービスの向上に向けて、効果的な事業実施や多様な主体との協働など、予算に可能な限り反映させること。また、行政評価を活用した事業見直しについては、評価結果を予算に適切に反映させること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の目的や効果を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提とし、各部に配分される一般財源と各部に属する特定財源の範囲内で経

費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、引き続き施策の見直しや再構築を図るとともに、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと。

また、補助金の創設に当たっては、経費負担のあり方、必要性、緊急性及び効果の面から十分に検証するとともに、原則として終期を設定すること。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

また、施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

なお、土木工事についても一層のコスト縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

- イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。
- ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、平成 24 年 7 月 9 日に通知した『受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針』に基づき見積もること。
- エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。
- オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。
- カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

- (1) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直しなどを徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員増の抑制を図ること。
やむを得ず新たな増員を行う場合は、部内で既存事業の見直しによる人数の減に努め、原則として部内調整により増員を抑制すること。
また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。
- (2) 退職者対応については、原則として再任用職員・再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。
なお、現在、再任用職員又は再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件 100 万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等、主に財政課が所管する財源に係るもの(財源対策) ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの)